

コミュニティ施設の利用条件について（令和3年12月1日改訂版）

平素は、本市コミュニティ施設を御利用いただき誠にありがとうございます。

コミュニティ施設では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記の利用条件を設定しております。

施設を御利用の皆様には、御不便をおかけいたしますが、感染症の一日も早い収束のために、本対応の趣旨を御理解いただき、**利用条件を必ず守っていただきますよう**お願い申し上げます。

1. 利用条件

次の基本的な感染症対策（3密の回避+1）を徹底いただける場合に、施設を御利用いただけます。

※**感染拡大防止のため施設管理者が入室を求めることがあります。**

※下記のほか、必要に応じて施設管理者が要請する感染症対策への御協力をお願いします。

対策	取組内容
密閉 空間×	室内の換気扇等の運転や2方向の窓を全開にするなど、定期的に（少なくとも30分に1回程度）空気の入れ替えを行う。
密集 場所×	使用人数を下表「活動内容別の定員」の人数以下とし、利用中はお互いの間隔を十分に確保する。
密接 場所×	マスク着用を徹底し 、唾液の飛び交う行為を避ける（※）。食事の際は、近距離・対面を避け、マスク会食を徹底する。
+1 （参加者の把握）	参加者の連絡先を把握する。 参加者の健康状態を把握し、必要に応じて参加の制限をする。

※カラオケ、コーラス、運動及び舞台発表等を行う場合であっても、必ずマスクを着用する。

表 活動内容別の定員

活動の内容	定員	活動の例
大きな声を発する活動	通常定員の2分の1以下	カラオケ、コーラス、演劇、詩吟など
息のあがる活動		ダンス、体操、ヨガ、太極拳、吹奏楽など
飲食を伴う活動	通常定員の2分の1以下 1テーブルあたり4人以下	会食、忘年会、料理教室、茶会など
上記のいずれにも該当しない活動	通常定員以下	会議、講演会、囲碁、将棋、クラフト、弦楽器など